

事業評価書（事前・事後）

平成18年8月

評価対象（事業名）	児童ふれあい交流促進事業		
担当部局・課	主管部局・課	雇用均等・児童家庭局育成環境課	
	関係部局・課		

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	6	男女がともに能力を発揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	5	子どもが健全に育成される社会を実現すること

(2) 事業の概要

事業内容（新規・一部新規）				
親子のふれあい、様々な人との出会い、地域の仲間づくりを促進するため、市町村において児童館等を活用し、次のような事業を行う。 （1）年長児童の赤ちゃん出会い・ふれあい・交流事業 （2）中・高校生居場所づくり推進事業 （3）絵本の読み聞かせ事業（親が子どもに読み聞かせを行うための講習会の実施） （4）親と子の食事セミナー事業 （5）巡回児童館事業				
予算概算要求額				(単位：百万円)
H14	H15	H16	H17	H18
—	279	280	280	280

(3) 問題分析

①現状分析

近年、児童や家庭をめぐる様々な問題が深刻化し、社会問題となっている。例えば児童虐待相談件数については、平成17年度では3万4千件にのぼっており、事業開始当時の平成15年と比較して約6千6百件あまり増加している。また、不登校児童生徒数についても、対前年度で僅かばかり減少はしているものの、平成16年度で123万人にのぼるなど、依然として深刻な状況が続いている。

②問題点

このような状況は、共働き家庭の増加や就労形態の多様化により、家庭内における団らんや親子の対話の機会が減少していることや、また、異世代・同世代を含めた人間関係が希薄化し、人とコミュニケーションする能力が十分でない大人が増えていることが一因ではないかと考えられる。

③問題分析

これまで、年長児童等が乳幼児とのふれあいを通じて、乳幼児に接することの楽しさを感じてもらふ事業、中・高校生の居場所を確保する事業、絵本の読み聞かせや親と子の食事セミナー事業を実施している市町村もあるが、このような事業は、①学校や保健センター等の限られた施設において実施されていること、②関心のある親や児童の参加が中心であることなど、必ずしも地域の人材を登用した地域的な広がりのある事業になっていないという問題点が指摘されている。

④事業の必要性

本事業は、主任児童委員や保健師などが連携して実施プログラムを企画し、年長児童が乳幼児とふれあふ機会の提供や交流会等を実施するものである。これにより、年長児童の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待される。

(4) 事業の目標

目標達成年度						
政策効果が発現する時期						
アウトプット指標	H13	H14	H15	H16	H17	目標値/基準値
実施か所（市町村）数			222	198	194	700
(説明) 本事業の実施市町村のか所数			(モニタリングの方法) 交付決定か所により把握			

2. 評価

(1) 必要性

行政関与の必要性の有無（主に官民の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業は、国の少子化対策の一環として、年長児童と乳幼児のふれあふ機会を提供することにより、児童の他者に対する関心、共感の能力を高め、地域での仲間づくりなど、児童の健全な育成を図るものである。また、本事業を行政主導で推進することにより、地域全体で子育て支援や子どもの健全な育成のための環境づくりの気運の醸成が期待される。			
国で行う必要性の有無（主に国と地方の役割分担の観点から）	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> その他
(理由) 本事業の全国的な展開を図るためには、国が地方自治体に必要最低限の支援を行うとともに、国と地方自治体とが一体となって推進体制の整備を行う必要がある。			
民営化や外部委託の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可	<input type="checkbox"/> 否	
(理由) 本事業を効率的に実施し、広がりのある事業展開を図るため、外部に委託することも可能としている。			
緊要性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
(理由) 子育て家庭の機能の低下、児童虐待が増加する中、その対策は喫緊の課題で			

ある。また、少子化の流れを変えるための重点施策を掲げた「子ども・子育て応援プラン」(平成16年12月少子化社会対策会議決定)においても、平成21年度までに、年長児童と乳幼児のふれあう機会をすべての保育所、児童館、保健センターにおいて推進することが掲げられている。

(2) 有効性

政策効果が発現する経路

年長児童が乳幼児とふれあう機会等の提供 → 他者との交流やコミュニケーションの機会の増大 → 児童の他者に対する関心や共感の能力が高まる → 地域での仲間づくりなど地域のつながりが増大 → 地域全体での子育て支援や子どもの健全育成につながる

これまで達成された効果、今後見込まれる効果

本事業が多くの市町村で取り組まれることにより、年長児童の健全育成を図るとともに、将来の子育ての貴重な予備体験となり、また、育児不安を原因とする虐待の予防にも資することが期待される。実際に、本事業により乳幼児とのふれあいを体験した年長児童が、小さい子どもに対して肯定的な印象をうけたり、本事業後も各自で交流を続けているなどのケースがある。

政策の有効性の評価に特に留意が必要な事項

参加親子、児童数の確保に着目するあまり、強制的に参加させる等一方的な実施方法になることのないよう、参加児童の主体性やニーズを重視した方法により実施する必要がある。

(3) 効率性

手段の適正性

本事業は、市町村が自ら実施するだけでなく、児童館を活用したり、NPO法人などに事業を委託するなど、地域の実情に最も適した方法を選択して実施することができることとなっている。

費用と効果の関係に関する評価

本事業は、主任児童委員等の地域の人材等を活用することで、地域の事情に応じ最低限の費用で、児童の健全育成、児童虐待の予防など幅広い効果が期待できる。

他の類似事業(他省庁分を含む)がある場合の重複の有無

有

無

(有の場合の整理の考え方)

(4) その他

なし。

(5) 反映の方向性

評価結果を踏まえ、平成19年度予算概算要求において所要の予算を要求する。

3. 特記事項

①学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

なし。

②各種政府決定との関係及び遵守状況

なし。

③総務省による行政評価・監視等の状況

なし。

④国会による決議等の状況（警告決議、付帯決議等）

なし。

⑤会計検査院による指摘

なし。